

令和 2 年 7 月 2 日

保護者の皆さまへ

大阪府立門真西高等学校
4 3 期生学年団

修学旅行が中止となる場合に発生する取消料について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、6 月 15 日（月）より大阪府立学校では通常授業が再開いたしました。本校 4 3 期生におきましては、高校生活最大の行事である修学旅行を予定通り実施する方向で準備を進めているところでございますが、以前にもご連絡させていただきました通り、新型コロナウイルスの影響により修学旅行を中止せざるを得ない可能性も残しております。今後も大阪府の決定、教育庁からの指示を踏まえて慎重に準備を進めて参ります。

修学旅行が中止となる場合、決定時期によっては一般の団体旅行と同様に取消料が発生いたします。保護者の皆さまには多大なご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解の程、よろしく願いいたします。

《ご参考》

取消料が発生する時期

修学旅行実施の 20 日前～8 日前	20%
7 日前～2 日前	30%
前日	40%
当日	50%

※学校独自の判断により取消料発生前までに全体キャンセルになった場合は、旅行業法の受注型企画旅行契約に基づき見積書記載の企画料金が生徒一人当たり 2000 円かかります。

※大阪府の修学旅行等中止命令、政府による修学旅行中止命令等、官公庁の命令が発令された場合は取消料ならびに企画料金はかかりません。

（4 月に発令された緊急事態宣言も官公庁の命令にあたります）